

条例の点検・見直しシート

条例の題名		三重県昭和学习顕彰人材育成基金条例		作成年月日	平成24年6月29日	
条例番号		平成12年三重県条例第1号		公布日	平成12年3月24日	
所管部局課		環境生活部多文化共生課		直近改正日	平成13年3月27日	
				電話番号	059-222-5974	
条例の概要				条例の類型	財産管理型	
昭和学习創設の精神を継承し、国際化社会に資する人材を育成する事業に要する経費の財源に充てるため、基金を設置し、必要な事項を定めるものである。						
視点	項目			回答	検討内容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。			はい	三重県の国際化に貢献する人材及び世界を舞台に幅広く活躍する人材を育成するという当初からの基金の設置目的は、現在でも変わらず重要事項である。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。			はい	県の国際化に伴う人材育成は、教育、文化、及び産業の発展につながり、公的な関与が必要である。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。			はい	基金は留学生に対する奨学金支給や、国際交流活動の支援、私立外国人学校の振興などに充当しており、条例に基づき実施している。	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。			該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。			はい	基金の管理及び処分に関しては、地方自治法第241条第3項の規定に基づき、条例で定めることが必要である。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。			はい	地方自治法第241条	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。			はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。			はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。			はい		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。			はい	多様な価値観を認め合い、相手を理解するためにも国際感覚を身につけることは必要である。国際化社会に資する人材を育成することは、多文化共生社会づくりを進めることにつながる。	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。			はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな障壁が認められる。			はい	基金の運用等に関して定めたものであり、必要最低限の規定を定めた条例となっているため、これ以上の簡素化は難しいと思われる	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。			はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。			はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。			はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。			はい	基金残高を常に意識して事業を組み立てており、当課のみならず部全体にて管理している。	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。			はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。			はい		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。			該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。			はい		
点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理由		特記事項		見直しに関する規定の有無
		現在の規定は、要件のいずれをも満たし、改正の必要がないと考える。				無